

競技並びに競技会におけるマナーについて

これは昭和62年に、全日本かるた協会指導部マナー研究会において討議された競技規定、競技会規定に関するマナーについての検討結果です。（　）内は関係する規定の条文を記載しています。「かるた展望」第16号に掲載されたものです。

競技参加者の服装

- 大会時の服装についてTシャツ、トレーナー、運動着などは対戦者並びに観戦者に不快感を与えるべきではない。しかし、ショートパンツ、胸の大きく開いた服等は好ましくない。（競技会第五条）
- 選手（特にA級選手）で待っている人は、なるべく着用すべきである。（競技会第五条）
- 選手にそれなりの服装を要求する以上、大会役員も、役員にふさわしい相応の服装をするように心がけるべきである。（競技会第五条）

着席

- 競技者は対戦相手が決まった時点で、できるだけ早く着席するように心がけねばならない。そのために抽籤のときには、競技会場をできるだけ離れないようにするのが好ましい。（競技会第5条）

札の配列並びに暗記時間

- 札の配列は機械的に行うのを原則として、相手の配列を見ながら意識的に遅く並べるようすることはするべきではない。（競技第二条、競技会第六条）
- 暗記時間は、ごく一般的な競技者が機械的に札を並べ終わってから15分間と考えるべきである。従って、一番並べるのが遅い人が並べ終えるのを待つ必要はなく、審判長の裁量で、全員が並べ終わったら考えられる時点から計測を開始すればいい。（競技第二条、競技会第六条）
- 札を並べ始めるとき、原則として相手が着席してから並べ始めるべきであるが第五条との関連で、相手の着席が遅い場合には、組合せが決まつたら相手がいなくても並べ始めてもよいと解すべきである。（競技会第五条、第六条）
- 最近、大会では通常、競技開始2分前に合図をし、それ以後のみウォーミングアップを認める。従って、それ以前は、競技者は対戦者の暗記の迷惑になるような行為をしてはならない。この場合、「迷惑になるような行為」とは素振り、畳を叩く、頻繁に手を出したり振ったりする等の行為を言う。また立て膝や脚を投げ出した姿勢での暗記もしてはならない。（競技会第六条）
- 暗記時間中の迷惑行為については、役員は毅然とした態度で対処すべきである。（競技会第六条、第二十二条、第二十三条）
- 暗記時間中の大幅な札の変更是してはならない。相手の配列を見てから作戦上、若干の札の変更をすることについては構わないが、その場合でも、計測開始から相当時間経過後に変更することは好ましくなく、避けるべきである。（競技第十三条、競技会第六条）
- 暗記時間中、中座する場合には「失礼します」、戻るときには「失礼しました」というように、相手に対して一礼するべきである。（競技会第六条）

競技中

① 構え方について

- 構え方については個人差がある以上、規定することはできないが、極端に遅い構えは避けるべきである。また、構える際には余韻に入った段階で、絶対に音を出さないようにしなければならない。（競技第十五条、第十六条）
- 競技者は、「上の句が読まれる以前に頭部を持札より前に出すことはできない（競技第三条）」が、これは、「…自陣上段より前に出すことはできない」という意味である。尚、ここに言う「頭部」には頭髪も含まれる。（競技第三条）
- 構えたときの頭部や手の位置について、ルール違反が明らかになると、即取札無効とはならないが、審判員は警告を発し、著しい場合には処置を考えるべきである。（競技第三条、第十六条、競技会第二十二条）
- 競技中は、客観的に見て必要な程度以上に畳を叩いてはならない。畳を叩かなくとも、頻繁な素振りは、相手を妨害することになりかねないので避けるべきである。（競技第十五条、第十六条）
- 札を取る際の有効手の解釈については変更はないが、理想的には指の内外であり、特に上級者は、その部分で取るように心がけるべきである。

② 札の整理

- 札を取って、並べてある札が散逸した場合、原則として札を払った人が拾いに行くことに対するが、対戦者もできるだけ協力する。その際、他の競技者の競技線内を歩くことは厳に慎まなければならない。（競技第十四条）
- 乱れた札を相手に返す際には、送り札の場合と同様、きちんとした姿勢で丁寧に返すべきである。（競技第六条、第十四条）
- 札の整理は座って行い、あぐら、立て膝、中腰等の姿勢も慎むべきである。畳の上でやる競技であることを忘れてはならない。また、競技者は、競技進行を妨げるほど頻繁に立ち上がってはならず、読みが始まっているのに立っていることのないようにしなければならない。（競技第十四条）
- 札を並べずにもめることは避け、クレームがついている場合も、先に札の整理をしてから話し合いすべきである。（競技第十四条）
- 明らかに読手に待ってもらうことが必要な場合には、言葉、挙手により、はつきりと合図をするようにする。特に、競技会等で組数が多いときには、挙手による合図が分かりやすく望ましい。但し、必要以上に待たせてはならない。（競技第十四条）

③ 送り札について

- 札を送るとき、立て膝、あぐら、中腰等の姿勢で送ってはならない。座り直して、きちんと対戦者に向かって送るべきである。（競技第六条、第十二条）
- 競技進行上、相手が札の整理を完了するまで札を送るのを待つ必要はない。（競技第六条、第十二条）
- 札を二枚送るときには、重ねずに一枚ずつ送るべきである。（競技第六条、第十二条）
- ブラブルを解決しないまま札をやり取りすることは見苦しく、競技進行の上からも好ましくないため、競技者はお互いの意思確認をした上で札をやり取りすべきである。（競技第六条、第十二条）

④ 札の移動

- 札の移動については、競技者ははっきりと通告し、はっきりと返事することが必要である。(競技第十三条)
- 余韻に入った段階で札を移動することはできない。しかし、マナー重視の立場からすればさらに進んで、読みに入った時点で、札を移動することは避けるべきである。(競技第十三条)
- 一回の札の移動枚数に制限は加えられないが、あまり多くの札の移動は好ましくない。あまりにもひどい場合には、審判は注意できると解すべきである。(競技第十三条、競技会第二十二条)

⑤ 競技中のトラブル並びに審判

- 試合中のクレーム、トラブルについてはまず当事者間で解決に努め、それでも分からぬ場合に審判員の裁定を仰ぐのが原則であるが、それが長時間に亘ったり、或いは頻繁にクレームがつく場合には、主催者並びに審判員は、審判員に裁定を仰ぐように勧告することができる。(競技会第二十条)
- 「取った」、「取らない」でもめることについて、初心者、D級、C級レベルでは、取る際に札があまり見えておらず、それがクレームのつく原因になっていることを考えると、指導者は、初心者の頃から「出札をよく見て取る」ということを徹底して指導していくべきである。(競技第四条、第五条)
- 試合途中で札が紛失し、紛失していた札の位置について、双方記憶が定かでない場合の位置については、最終的には審判長の判断に委ねる。(競技第十一條)
- 共にお手付となるケースについては、微妙なもの、判断の難しいものが多いため、指導者は、日頃からルールを周知徹底させるよう努めるべきである。(競技第九条)
- あまりにもクレームのつき方がひどい場合には、競技進行の上からも、審判員が注意していくべきである。また、競技に直接関係ない暴言、目に余る言動を認めた場合には、懲罰規定を発動することも考えてよい。(競技第四条、第五条、競技会第二十条、第二十二条、第二十三条)
- 審判員以外(例えば観戦者)の判定は認められない。(競技会第二十条)
- 一般的に、大会審判員は、取札に関する以外、特にルール違反、競技進行、札の誤配列については、競技者からのアピールがなくとも指導できると解すべきである。(競技会第二十条、第二十二条、第二十三条)
- 審判員の判定に対しては絶対服従。仮に審判員が明らかに誤った判定をした場合であっても、その場では服従し、抗議は後刻なすべきである。(競技附則、競技会第十条)

競技終了

- 競技者は競技終了時には、必ず送り札をして自己の持札を0枚としたうえで競技を終了させ、挨拶をするべきである。特に一対一の場合など送り札を行わないと、どちらの競技者が出札を取ったのか判断がつきにくく、双方共、自分が取ったと思ったまま競技を終了して、後から不都合が生じる場合がある。札を取ったという意思表示を鮮明にするためにも、必ず持札を0枚として競技終了するよう、日頃から習慣づけるべきである。(競技第一条)
- 競技者は競技終了時には、対戦者、審判、読手に対し(この順で)しっかりと挨拶をし、必ず札が五十枚あることを確認しなければならない。札を片付けた後にも相手に対し、改めてもう一度一礼することが望ましい。勝者は、その結果を速やかに届け出なければならない。(競技会第九条)

応援等について

- 原則的には選手は、競技中、競技に関することは勿論、その他のことについても、選手同士、或いは観戦者と話をしてはならない。(競技会第八条)
- 応援については、団体戦の大会等で、その性格から慣例的に、或いは大会運営上、予め、ある程度の応援が認められている場合には、その範囲で許容されるが、その他の大会においては明らかに応援とみなされる行為はすべきではない。その意味で、団体戦と個人戦におけるけじめをしっかりとつけるべきである。(競技会第八条)

読手

- 読手の発音のくせ、音の不明瞭さに対してのクレームをつけることは絶対に厳禁する。また、主催者側もそのような読手は避けるべきである。(競技会第十二条)
- 読手も、競技開始並びに終了時には、会場に対して一礼するように心がけることが望ましい。(競技会第九条)
- 序歌について、協会主催、後援大会では指定序歌を用いる。その他大会ではその他古来の名歌を読唱してもよいが、できるだけ指定序歌を読唱することが望ましい。(競技会第十三条)
- 読手は読み終わるや否や次の札を読み始めるようなことはさけねばならない。大旨、座り直し、競技者の札のやり取りがあつて位置の確認をし、次の読みに備えて心の準備ができたと確認できるまで読み始めないようにしなければならない。(競技会第十六条)

その他

- ① 競技会参加者のマナー
 - 競技中、競技場内での飲食、喫煙については、選手は勿論のこと、観戦者もしてはならない。また、競技場外で飲食、喫煙してくる場合も、競技者の迷惑にならないようにしなければならない。(競技会第七条)
 - 会場設備、備品等を汚したり、壊したりせぬよう、引率者や気づいた人は注意すべきである。
 - 観戦者は、競技者の迷惑にならないように言動に注意すること。
 - 競技会場は、競技だけの場ではなく、礼儀作法、精神修養の場でもあることを常に念頭において行動すること。
 - 履き物の整理やごみの後始末等についても会場使用者は常に気を配り、指導者は日頃から教育しておくこと。
 - 選手は競技に際し、爪を短くしておくこと。

② 競技会主催者のマナー

- 主催者は、公正な競技の進行をはかるよう努めること。
- たとえ、役員といえども、必要以上に競技者の間を歩きまわることは避けるべきである。
- 役員、審判員は競技者のアピールに速やかに対応できるように、競技中は勿論、暗記時間中でも、競技会場に不在になることがないように心がけなければならない。(競技会第十条)
- 会場使用時間などの都合で、競技進行の迅速化をはかるため、札を揃える場合には競技者の立場に立って露骨な札分け(例えば一回戦に使った裏札を二回戦に使用する等)は、

できるだけ避けるべきである。

- 主催者は大会の継続的運営ができるように、整備係員を競技場内に配置し、運営管理を行うべきである。

③ その他

- 競技規定、並びに競技会規定中には、現在、使われることの少ない字や表現、難解な字句等が見受けられるので指導者は、規定の内容を、初心者によく理解してもらえるよう、日頃から教育に努めるべきである。
- 立会人、副審、公認読手の規定、内容について、今後検討するべきである。
- 競技会規定第十一條「何人と雖も競技者は、審判員に対し…」は、「何人と雖も競技者又は審判員に対し…」の誤りではないか。